



令和5年度ものづくりマイスター派遣事業実施要領
(若年技能者人材育成支援等事業)
公民館・集会所等の公共施設又は民間施設イベントへの
ものづくりマイスターの派遣による実技指導

北海道技能振興コーナー

1 事業の目的

若者のものづくり離れ、技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成等が課題となっていることから、厚生労働省の「若年技能者人材育成支援等事業」を推進することにより、若年技能者の人材育成、技能者尊重機運の醸成等を図ることを目的とするものです。

2 実施機関

北海道技能振興コーナー（北海道職業能力開発協会）（以下「コーナー」という。）

3 事業実施内容（ものづくりマイスター派遣指導事業）

(1) 派遣指導事業の概要

公共施設、民間イベントエリア等において技能者育成を目的として広く参加者を募集して実施する実演・体験指導を行うイベントにコーナーが「ものづくりマイスター」を派遣します。

(2) 対象者等

①対象者

地域の幅広い住民等（不特定多数の方が対象）

②依頼者

イベントを主催する団体、事業者、任意団体のほか開催する施設の運営者等

(3) 派遣指導の内容

将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるような内容（派遣指導の内容は依頼者のニーズに応じて柔軟に設定します。また指導レベルはものづくりに対する興味を得られるよう柔軟に設定します。）

(4) 派遣できるものづくりマイスター人数

参加者数	派遣数(上限)	備 考
10名～20名	2名	・派遣者数（上限）はものづくりマイスターと補助者を合わせた人数です ・補助者だけの派遣はできません ・1回当たりの指導時間は1時間以内です
21名～30名	3名	

4 派遣実技指導の依頼と決定

(1) 派遣指導イベントにもものづくりマイスターの派遣を希望する方はコーナーに別紙「ものづくりマイスター派遣依頼書」を提出してください。

(2) コーナーは、依頼書に基づきものづくりマイスターの派遣を決定し、依頼者及び派遣するものづくりマイスターに派遣内容等を通知します。

5 コーナーによる経費の負担

次の経費（金額）をコーナーが負担します。

(1) 謝金

区分	上限金額（1時間）
ものづくりマイスター	6,710円（税込）
補助者（原則1名のみ）	2,970円（税込）

(2) 旅費

派遣実技指導を行う会場までの交通費（コーナーの規定により算出した額）

(3) 材料費（運搬費を含む）

参加者1人当たり原則550円（税込）を上限に、1イベント当たり最大100名分まで負担します。

※北海道職業能力開発協会あての納品書・請求書の添付が必要となります。（コーナーが直接債権者に支払います） 次項6の報告に合わせて提出してください。

(4) 参加者の傷害保険

参加者を被保険者とする傷害保険に加入します。（コーナーが直接手続きします）

6 報告事項

実技指導終了後、依頼者は次のとおり実績等を報告してください。

- ①参加者名簿
- ②実技指導の実施状況（実施風景・写真のコピー）
- ③アンケート（別紙「ものづくりマイスターアンケート様式第3号」）

7 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインの廃止に伴う厚生労働省の事前承認の廃止
厚生労働省はものづくりマイスター等の活用業務の実施に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインを廃止し、会場が広い場合や多人数で開催する場合等の事前承認を廃止したので、本実施要領においても、R4年度に記載していた厚生労働省への事前承認が必要なイベント等についての記述を削除しました。

(2) 問合せ先等

北海道職業能力開発協会（北海道技能振興コーナー） 担当：末廣

TEL：011-825-2387

E-mail：shinkou@h-syokunou.or.jp

※各種資料も上記メールアドレスあてご請求ください。